



# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2021.7 No. **420**



場 所：宝珠山山頂（赤穂市）

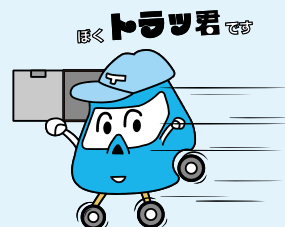
## 主な記事

- 第63回 定時総会を開催しました
- 令和3年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

## 主な同封物

- 「標準的な運賃」に関するアンケート

# CONTENTS



第63回定時総会を開催しました 1

## 行政からのお知らせ

(兵庫県) 令和3年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱 5

## 事務局からのお知らせ

「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」について 10

理事会・委員会だより 11

## 陸災防のページ

はい作業主任者技能講習会のお知らせ 12

会員だより 16

協会日誌 17

## 適正化事業部からのお知らせ

今月のテーマ「Gマーク取得のメリットと評価項目③「安全性に対する取組の積極性」のお得情報」 20

## 第63回 定時総会を開催しました

令和3年6月18日（金）ANAクラウンプラザホテル神戸において、第63回定時総会を昨年に引き続き今回も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して開催しました。

議事に先立ち、交通遺児救援金の贈呈式を行い、会員事業者からいただいた多額の募金を福永会長から交通遺児等育成基金へ寄贈し、感謝状をいただきました。その後、兵ト協会長表彰受賞者23名の表彰式及び全ト協会長表彰受賞者5名の伝達式を行ないました。

議事では「令和2年度事業報告」及び「令和2年度公益目的支出計画実施報告」の報告事項に続いて「令和2年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認について」、「理事57名の選任について」、「監事3名の選任について」の議案が審議され、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後に開催された臨時理事会の中で新たに選任された理事の互選により、新たに原岡会長を始め、正・副会長、常任理事、専務理事、常務理事が選定されました。

なお、公益社団法人全日本トラック協会坂本会長及び近畿運輸局末満自動車交通部長から祝辞をいただきました。



福永前会長



原岡新会長及び新副会長

## 兵ト協会長表彰受賞者

### 経営者

氏名	事業所名
大西康雄	近畿通産株式会社
北野政弘	氷上運送有限公司
荻野節夫	有限会社荻野運送
畑井隆政	有限会社畑井建材サービス
藤原典生	丸二運送有限公司
南谷幸宏	株式会社大前運送店
増本幸由	ますもと運輸株式会社
浦上洋治	神興産業株式会社
南直祐	京阪運送株式会社
堀部和成	株式会社日笠運送

### 従業員

氏名	事業所名
名越保秀	近畿通産株式会社
瀬川吉広	近畿通産株式会社
武常一	近畿通産株式会社

### 運転者

氏名	事業所名
柏本義一	株式会社ブルーテック
吉見徳昭	株式会社ブルーテック
湯浅仁雄	近畿通産株式会社
柳生浩嗣	株式会社ヨシダ商事運輸
立石美津夫	株式会社ヨシダ商事運輸
肥後清信	近畿システム管理株式会社
窪田由男	西村運送有限公司
谷池久和	大光陸運株式会社
平野道博	大光陸運株式会社
吉川淳一	大光陸運株式会社

## 全ト協会長表彰受賞者

### 経営者

氏名	事業所名
野村めぐみ	金田運輸株式会社
森上明	有馬運輸株式会社
北野享	氷上物流株式会社
内山克己	株式会社神戸急配
稲田豊	稲田運送株式会社

## 兵 卜 協 新 役 員 名 簿

(敬称略)  
令和3年6月18日

会長	◎ 原 岡 謙 一 (株) 原 岡 運 送 店		
副会長	藤 原 康 雄 明 石 運 輸 (株)	尾 上 昌 史 淡 路 共 正 陸 運 (株)	
	木 南 一 志 (株) 新 宮 運 送 ◎	村 上 功 栄 進 急 送 (株)	
	◎ 山 口 一 幸 山 口 運 送 (株) ◎	小 西 毅 西 播 通 運 (株)	
専務理事 常務理事	西 川 孝 秀 事 務 局		
	村 尾 芳 和 事 務 局		
常任理事	田 中 旬 日 本 通 運 (株) 神 戸 支 店 ◎	吉 田 慎 太 郎 (株) ヨ シ ダ 商 事 運 輸	
	椿 本 和 生 ( 合 同 ) つ ば き ◎	上 田 勝 嗣 (株) ユ ー ビ ー エ ム	
	永 井 謙 三 協 栄 運 輸 (株)	藤 原 典 生 丸 二 運 送 (有)	
	平 戸 伸 和 平 戸 梱 包 運 送 (株) ◎	真 鍋 昇 (株) 共 栄 社 マ ナ ベ	
	◎ 苗 村 祐 作 台 神 商 運 (株)	碓 永 良 三 碓 永 自 動 車 (株)	
	矢 納 利 夫 (株) サ ラ ブ エ ク ス プ レ ス	笹 山 誕 一 笹 山 運 送 (株)	
	濱 田 長 伸 (株) 浜 田 運 送	黒 田 ト オ ル 黒 田 運 輸 (株)	
	日 下 部 昇 吾 (株) 八 鹿 通 送	稲 田 豊 稲 田 運 送 (株)	
	理事	中 島 孝 博 尼 崎 南 運 輸 (株)	前 原 幸 喜 前 原 運 送 (株)
		大 西 康 雄 近 畿 通 産 (株)	里 岡 昭 一 山 手 物 流 (有)
◎ 出 口 浩 数 出 口 運 輸 倉 庫 (株)		西 村 修 治 大 同 通 運 (株)	
吉 良 康 幸 今 津 陸 運 (株)		北 野 政 弘 氷 上 運 送 (有)	
森 上 明 有 馬 運 輸 (株)		南 谷 幸 宏 (株) 大 前 運 送 店	
増 本 幸 由 ま す も と 運 輸 (株)		奥 野 友 和 奥 野 運 輸 産 業 (株)	
内 山 克 己 (株) 神 戸 急 配 社		小 林 泰 南 部 運 送 (株)	
脇 村 照 彦 (有) 山 一 運 送 ◎		◎ 豊 田 泰 輝 豊 田 運 送 (有)	
藤 本 米 造 藤 本 運 送 (株)		大 西 範 行 大 西 組 運 輸 (有)	
田 中 康 之 平 野 運 送 (株)		南 直 祐 京 阪 運 送 (株)	
◎ 櫻 井 公 治 郎 加 西 合 同 貨 物 自 動 車 (株)		堀 部 和 成 (株) 日 笠 運 送	
山 田 基 嗣 木 下 運 輸 (株)		畑 英 一 郎 旭 陸 運 倉 庫 (株)	
河 田 勝 幸 龍 野 運 送 (株)		天 野 泰 仁 日 本 通 運 (株) 姫 路 支 店	
藤 尾 健 司 姫 路 合 同 貨 物 自 動 車 (株)		谷 井 秀 彰 谷 井 運 輸 (株)	
◎ 福 永 吉 秀 信 栄 運 輸 (株) ◎		櫻 井 俊 雄 中 播 運 輸 工 業 (有)	
◎ 嵯 峨 山 幸 広 (株) 嵯 峨 山 通 商		◎ 松 井 規 佐 夫 マ ル シ ョ ウ 運 輸 (株)	
監事		石 丸 鐵 太 郎 弁 護 士 ◎	池 尻 公 誠 大 陽 運 送 (株)
		◎ 松 谷 裕 隆 浪 速 通 運 (株)	

◎は新任

## 一般社団法人 兵庫県トラック協会 第63回 定時総会 祝辞

本日、ここに一般社団法人兵庫県トラック協会第63回定時総会が開催されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言が延長されている状況ですので、書面によるご挨拶とさせていただきます。

皆様には、平素より国土交通行政に対して格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。また、1年を超えるコロナ禍の中、トラック事業者の皆様には、国民の皆様暮らしを守り、我が国の経済活動を支えるため、日々業務にあたっていただいていることに、心より敬意と感謝を申し上げます。

まず初めに、本総会では、14年にわたり会長を務められました福永 征秀 様が退任されました。福永前会長は、強いリーダーシップにより兵庫県のトラック業界を牽引されてこられました。これまでのご尽力に改めて敬意を表します。また、原岡新会長のご就任を心よりお慶び申し上げます。

さて、トラック事業は産業・日常生活を支える重要な社会インフラである一方で、ドライバーの皆様労働環境が全産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、その担い手不足が深刻となっております。

働き方改革法により、令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、ドライバー不足により重要な社会インフラである物流が滞ることのないよう、長時間労働の是正をはじめとする労働環境の改善を行い、誰もが働きやすい環境を実現し、既存のドライバーの定着や新たな人材の確保を図ることが急務となっております。

昨年4月にドライバーの労働条件の改善や事業者の皆様が持続的に事業の健全な運営をするための参考となる指標として、「標準的な運賃」を告示いたしました。適正運賃の収受には、荷主企業の理解と協力が不可欠なことから、当局としても事業者の皆様が荷主企業と交渉しやすくなるよう「標準的な運賃の告示制度」の背景、趣旨を引き続き周知してまいります。

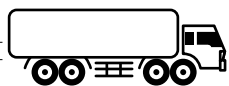
事業者の皆様には、輸送の安全を確保し、健全な事業運営を行っていくため、標準的な運賃を積極的に活用していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大で経営環境が厳しくなっておりますが、今後も、原岡新会長の下、輸送の安全確保を徹底しつつ、トラック運送事業を取り巻く諸課題に適切に対応していただくことを期待しております。

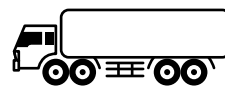
結びにあたり、一般社団法人 兵庫県トラック協会の益々のご発展並びに協会員の皆様の事業のご繁栄と、本日ご列席の皆様のご健勝・ご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

令和3年6月18日

近畿運輸局自動車交通部長 末満章悟



# 行政からのお知らせ



## 兵庫県

### 令和3年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

#### 1 目的

夏の時季は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子供が増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

#### 2 運動期間

令和3年7月15日（木）から7月24日（土）までの10日間

#### 3 交通安全の日

7月15日（木）

- 交通安全意識を高める日
- 高齢者交通安全の日
- シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日

#### 4 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

#### 5 推進テーマ

みんなで作る 通学路の交通安全  
思いやる 気持ちで守る 高齢者

#### 6 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

#### 7 運動重点

- (1) 子供や高齢者等の歩行者の安全確保
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 8 運動重点に関する主な推進項目

各重点に掲げる項目を中心に、交通安全キーワード「こいぬのあしあと」などを活用した広報啓発、参加・体験・実践型の交通安全教育、待ち受け型の交通安全指導等を行い、広く県民に対し普及啓発・促進することにより交通安全意識の高揚を図る。

### ※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちでは スリップちゅうい

の＝のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ

あ＝あおしんごうでも みぎ・ひだり

し＝シートベルトは カチッとなるまで

あ＝あかるいふくと はんしゃざい

と＝「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

### (1) 子供や高齢者等の歩行者の安全確保

通学児童・生徒が被害者となる事故が発生していること、また交通事故死者の半数以上が高齢者であることや、歩行者側にも横断違反等の法令違反が認められることから、以下の事項を普及啓発・促進し、歩行者の安全確保を図る必要がある。

#### ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

##### ◆ 横断歩道合図（アイズ）運動の周知徹底

※歩行者が横断歩道を横断する際、手を挙げてさらにアイコンタクトをすることにより、横断する意思表示をしてドライバーの歩行者優先意識を高めるとともに、ドライバーは一時停止をして、歩行者に「どうぞ渡ってください。」と手で合図するなど、お互いに合図することにより、横断歩道を安全に横断できるようにするための運動

##### ◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化

##### ◆ 子供と高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教室の実施

##### ◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

#### イ 歩行者の安全確保

##### ◆ 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進

##### ◆ 高齢者自身が、加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性の周知

##### ◆ 安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

##### ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進

##### ◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

##### ◆ 電動車いすの交通ルールとマナーの周知

### (2) 高齢運転者等の交通事故防止

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生しており、全ての自動車運転者の歩行者保護意識の向上が必要である



こと、高齢運転者による重大事故が後をたたないことから、以下の事項を普及啓発・促進し、高齢運転者等に係る交通事故防止を図る必要がある。

- ◆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ◆ 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ◆ 運転中のスマートフォン等使用の危険性の周知
- ◆ 薄暮時における早めのライト点灯、対向車や先行車がない状況でのハイビーム使用の促進

※ 早めのライト点灯推奨時間

期 間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

- ◆ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- ◆ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカーS）の普及啓発
- ◆ 国のサポカー補助金の周知
- ◆ 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
- ◆ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置の周知
- ◆ 安全運転相談窓口（全国统一専用ダイヤル#8080）の周知
- ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合い
- ◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用

### (3) 自転車の交通安全

自転車乗用中の交通事故死傷者のうち9割以上に何らかの法令違反が認められること、交通事故全体のうち、自転車関連事故の割合が増加傾向にあることから自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のため、以下の事項を普及啓発・促進し、自転車の交通安全を図る必要がある。

ア 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ◆ 自転車安全利用五則
  - 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
    - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - 夜間はライトを点灯
    - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 5 子どもはヘルメットを着用

- ◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等による危険性
- ◆ 自転車運転者講習制度
- ◆ 配達目的の自転車利用者に対する啓発及び指導
- ◆ あおり運転の禁止

#### イ 自転車の安全利用の促進

- ◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ◆ 自転車損害賠償保険等への加入義務
- ◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- ◆ 自転車の点検整備
- ◆ 反射材用品等の活用
- ◆ ヘルメット着用

#### (4) 飲酒運転等の危険運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転やいわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転等による事故の根絶を図る必要がある。

- ◆ 交通事故被害者の声などを反映した広報啓発
- ◆ 飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質性・危険性の周知徹底
- ◆ 飲酒運転・妨害運転等を許さない環境づくりの促進
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶の呼び掛け
- ◆ 自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器の使用等の実施
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」の周知徹底
  - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
  - 運転する時は酒を飲まない
  - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動の周知徹底
  - ※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動
- ◆ 事業者等に対する飲酒運転追放宣言書の交付の促進
- ◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の推進
- ◆ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

#### (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、正しい着用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る必要がある。

- ◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底

- ◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ◆ 高速乗合バス及び貸切バス等の全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

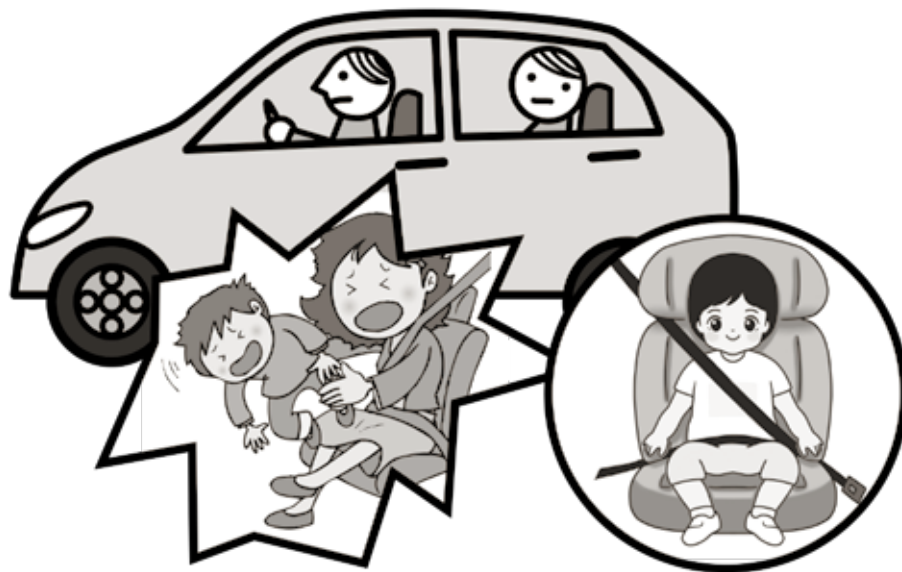
## 9 推進要領

兵庫県交通安全対策委員会、市・町交通安全対策協議会等をはじめとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

また、計画に基づきイベント等各種活動を実施する場合、地域の情勢等に応じて、中止・延期・規模縮小等を慎重に判断する。

### ◆ 具体的活動例

- 各種広報媒体を活用した多面的な広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け・訪問型の交通安全指導
- 各種行事を利用したキャンペーン
- 通学路や交通事故多発場所における交通監視・見守り活動
- 放送設備や広報車両を活用した広報啓発やオンライン会議システムを活用した対面によらない交通安全教室
- 交通安全教室の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信



## 事務局からのお知らせ

### 「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸 監理部兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うことを目的として「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」を実施しています。

つきましては、表彰基準(概要)をご覧くださいまして基準を満たす事業所におかれましては申請書(兵ト協ホームページのトピックス欄に掲載。)に必要書類を添付の上、

8月31日までに(一社)兵庫県トラック協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願いいたします。

#### 安全性優良事業所表彰基準(概要)

1. 10年以上連続してGマーク認定を受けていること。
2. 表彰日の直前3年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、第一当事者(推定含む)となる重大事故を惹起していないこと。
3. 表彰日の直前1年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、監査に基づく行政処分を受けていないこと。
4. 定期的な運転者教育を行っており、次のいずれかに該当していること。 ①交通事故防止委員会 ②安全衛生委員会(交通事故防止の内容が含まれているものに限る) ③グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ④交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動 ⑤交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など
5. デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが90%以上の事業所配置車両に装着され、その効果をドライバー教育に反映させていること。
6. Gマークの認定後、次のいずれかに該当していること。 ①荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある。 ②安定的な経営を確保している。 ③定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している。

問い合わせ先

兵庫県トラック協会 総務部

TEL: 078-882-5556

# 理事会・委員会だより

## 令和3年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議 が書面決議により承認されました。

常任理事及び総務委員全員に対して常任理事会・総務委員会合同会議の決議の目的である事項について提案書を発し、当該事案につき、令和3年5月21日までに常任理事及び総務委員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人・財団法人法第96条の規定の準用に基づき、当該提案を可決する旨の常任理事会・総務委員会合同会議の決議があったものとみなされました。

### 審議事項

1. 令和3年度第1回理事会開催（案）について
2. 令和3年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
3. 令和2年度事業報告及びその附属明細書の承認について
4. 令和2年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
5. 令和2年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
6. 監査報告書について
7. 会員の入会の承認について
8. 第63回定時総会の開催（案）の承認について
9. 役員候補者の推薦について

## 令和3年度第1回理事会が書面決議により承認されました。

理事全員に対して理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該事案につき、令和3年6月1日までに理事全員から書面により同意の意思表示を得、かつ、監事全員について異議がないことの確認を得たので、一般社団法人・財団法人法第96条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

### 審議事項

1. 第63回定時総会の開催（案）の承認について
2. 令和3年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
3. 令和2年度事業報告及びその附属明細書の承認について
4. 令和2年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
5. 令和2年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
6. 監査報告書について
7. 会員の入会の承認について
8. 役員候補者の推薦について



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2021年7月29日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2021年7月30日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

### 4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

2021年6月8日(火)～2021年7月15日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

## 5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

## 6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

## 7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

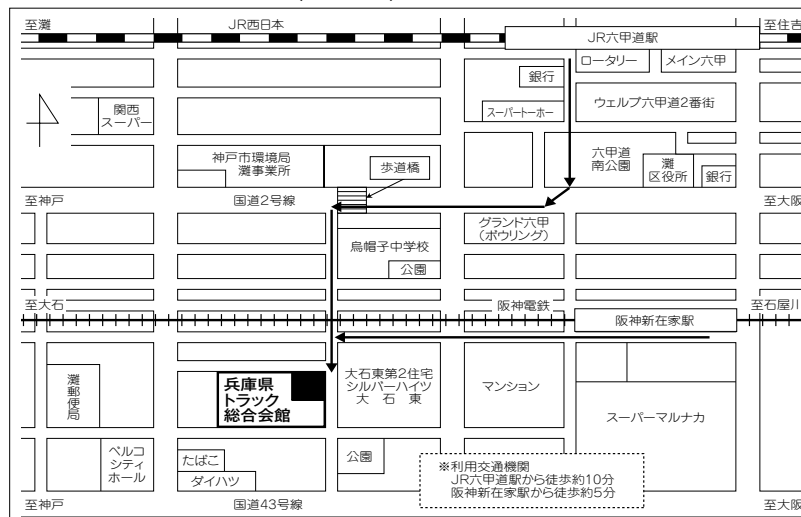
追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し  
て下さい。  
縦3.5 c m  
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒  電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒  電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ㊟			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
年 _____ 月 _____ 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ㊟			
書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。



## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和3年5月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X T G		100.44	101.43	105.44	117.33
出 光		95.93	103.95	104.87	
コ ス モ		98.00	98.20	105.50	
三 井		95.20	104.20	104.65	
そ の 他		96.18	99.46	103.00	111.63
総 計		97.46	100.87	105.09	113.91
3 / 4	全国平均	95.64	調査なし	104.33	105.14
	近畿平均	95.25		103.59	109.48

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
令和2年6月		66.90	69.74	75.35	81.70
令和2年7月		73.95	77.00	82.04	89.69
令和2年8月		77.92	80.61	84.85	91.77
令和2年9月		81.11	84.59	89.38	96.33
令和2年10月		81.63	84.61	90.32	93.70
令和2年11月		80.19	82.74	88.15	93.10
令和2年12月		79.38	81.75	87.60	97.15
令和3年1月		83.07	86.14	90.43	100.34
令和3年2月		85.78	88.67	92.72	106.53
令和3年3月		90.61	92.58	98.11	108.36
令和3年4月		95.50	98.59	105.55	117.01
令和3年5月		94.33	98.16	104.79	113.16
令和3年6月		97.46	100.87	105.09	113.91
年 間 平 均		83.66	86.92	91.62	98.78

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
3.5.31	明石	一般利用	安田運輸(株)	小泉真吾	〒651-2224 神戸市西区秋葉台3-6-2 TEL 078-995-3001 FAX 078-995-3008

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
3.5.26	西播	一般	(株)タイヨー環境サービス	西原伸
6.10	東部	一般	ハートランス(株)	大野健治

## 変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
50	住所	ウエムラ物流(株) 神戸市中央区港島8-11-6	〒650-0045 神戸市中央区港島9-11-1
53	代表者	酒井陸運(株) 酒井近貴	酒井近貴・伊藤彰
57	代表者	日本コンテナ輸送(株) 土屋廣明	宮治豊
70	住所	新栄陸運(株) 神戸市中央区港島8-13	〒650-0045 神戸市中央区港島9-11-1 SKビル302
74	住所	(株)丸三組 神戸市中央区港島9-11-1	〒650-0045 神戸市中央区港島9-11-1 SKビル305
74	住所代表者	丸信運輸(有) 神戸市中央区港島8-11-6 坂本重雄	〒650-0045 神戸市中央区港島8-12 坂本昌作
75	代表者	(株)ヤマタネロジスティクス 永嶋義範	星野裕之
101	住所	(株)ジェットキャリー 神戸市西区神出町東1162-23	〒651-2331 神戸市西区神出町広谷624-13
116	代表者	(株)スカイ 櫻井光男	櫻井公治郎
129	会社名	小東商運	小東商運(株)
146	会社住所	(有)オク運送 〒679-2213 神崎郡福崎町馬田4-13	(株)OKU 〒679-2325 神崎郡市川町奥879-33
152	代表者	神姫通送(株) 栗山重治	中川貴水
155	代表者	龍野運輸商事(有) 三木裕	垣之内尊史
	代表者	(株)エヌティロジスティクス 田淵誠二	出水学
	代表者	国際エアフレイト(株) 中井仁	名越文彦

# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
6・1	兵ト協 理事会(書面開催) ひょうごエコタウン推進会議事業化検討会(オンライン)			－ 7 月の予定－	
3	全ト協 理事会(書面開催)		7・1	G マーク申請受付(～ 14 日) 神戸港水際・防災対策連絡会議(オンライン)	兵 ト 協
4	健康起因事故防止セミナー	兵 ト 協	2	兵ト協 海コン部会 三役会・役員会	兵 ト 協
7	兵ト協 タンクトラック部会 役員会	兵 ト 協	5	公明党政策要望懇談会(オンライン)	
8	兵庫県交通安全協会定例理事会	楠公会館	7	就職ガイダンス	ハローワーク 神戸
9	安全走行に活かそう！健康管理セミナー	兵 ト 協		全ト協 引越部会	全 ト 協
11	運輸安全マネジメントガイドラインセミナー(NASVA)	西 研 修 会 部 館	8	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル 京 東
	兵ト協 取扱部会 正副部会長・監事会議	兵 ト 協		神戸港港湾 BCP 協議会	神戸市役所
15	G マーク申請相談会(～ 16 日)	西 研 修 会 部 館	9	自動車関係団体連絡会議	兵 庫 県 自 動 車 会 館
	兵ト協 重量・鉄鋼部会 正副部会長・監事合同会議役員会	兵 ト 協	10	トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運輸免許 試験 場
16	運輸安全マネジメントガイドラインセミナー(関交研)(～ 17 日)	兵 ト 協	14	全ト協 女性部会 近畿ブロック会議	ホテルグラン ヴィア 京 都
18	兵ト協 第 63 回定時総会・理事会	ANAクラウン プラザホテル神戸	15	全国専務理事業務連絡会議	名 古 屋 急 ホ テ ル
	兵ト協 海コン部会 通常総会(書面開催)		17	就職フェア for 定通 2022	神戸市立摩耶 兵庫高等学校
	全ト協 青年部会 全国代表者協議会(オンライン)		20	運行管理者試験事前講習会	西 研 修 会 部 館
22	近ト協 定時総会・理事会	ホテルグラン ヴィア 京 都	21	運行管理者試験事前講習会	兵 ト 協
23	兵青協 役員会	兵 ト 協	29	はい作業主任者技能講習会(～ 30 日)	兵 ト 協
24	全ト協 通常総会・理事会	第一ホテル 京 東		－ 8 月の予定－	
25	全ト協 青年部会 関東ブロック大会(オンライン)		8・2	兵ト協 総務委員会	兵 ト 協
28	交通安全県民大会準備会議	兵庫県民会館	3	兵ト協 交通対策委員会	兵 ト 協
29	兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵 庫 中 央 労 働 セ ン タ ー	4	兵ト協 環境対策委員会	兵 ト 協
			11	兵ト協 輸送秩序確立委員会	兵 ト 協

## 事務局からのお知らせ

下記のとおり新規採用者がありますのでお知らせいたします。

### 人 事 異 動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

令和3年7月1日付

発 令 事 項	氏 名	現 職
業務部係員	野 夫 井 彩 乃	新規採用



## 兵ト協ニュース表紙写真募集について

### ■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

### ■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

### ■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

### ■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



### 会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦勞 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

### ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会 総務部行

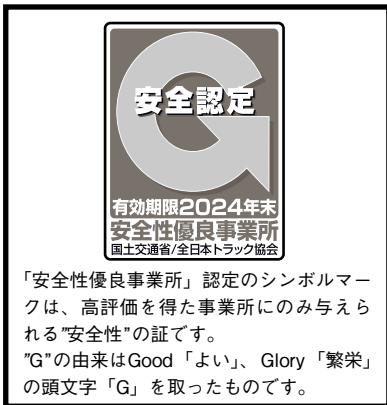
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

# 適正化事業部からのお知らせ

今月のテーマ：「Gマーク取得のメリットと評価項目③「安全性に対する取組の積極性」のお得情報」  
担当：適正化事業指導員 村上 元規

巡回指導に伺った際、巡回指導項目（Gマークの評価項目①「安全性に対する法令の遵守状況」）の点数が良い事業者については、Gマーク取得をすすめています。しかし、「書類を揃えるのが大変そう」や「お金もかかるし、やるが多そうだからうちには難しい」といった、評価項目③「安全性に対する取組の積極性」に対してネガティブな意見が多く、Gマーク取得に対して難しく捉えられている事業者が多いと感じました。そこで、当記事ではGマークの概要、メリットと評価項目の内「安全性に対する取組の積極性」の基準点を達成するためにご利用になれる兵ト協の助成事業、セミナー、イベントについてご説明します。

## 1. Gマーク認定制度の概要



### 安全性優良事業所とは

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）が認定した事業所です。

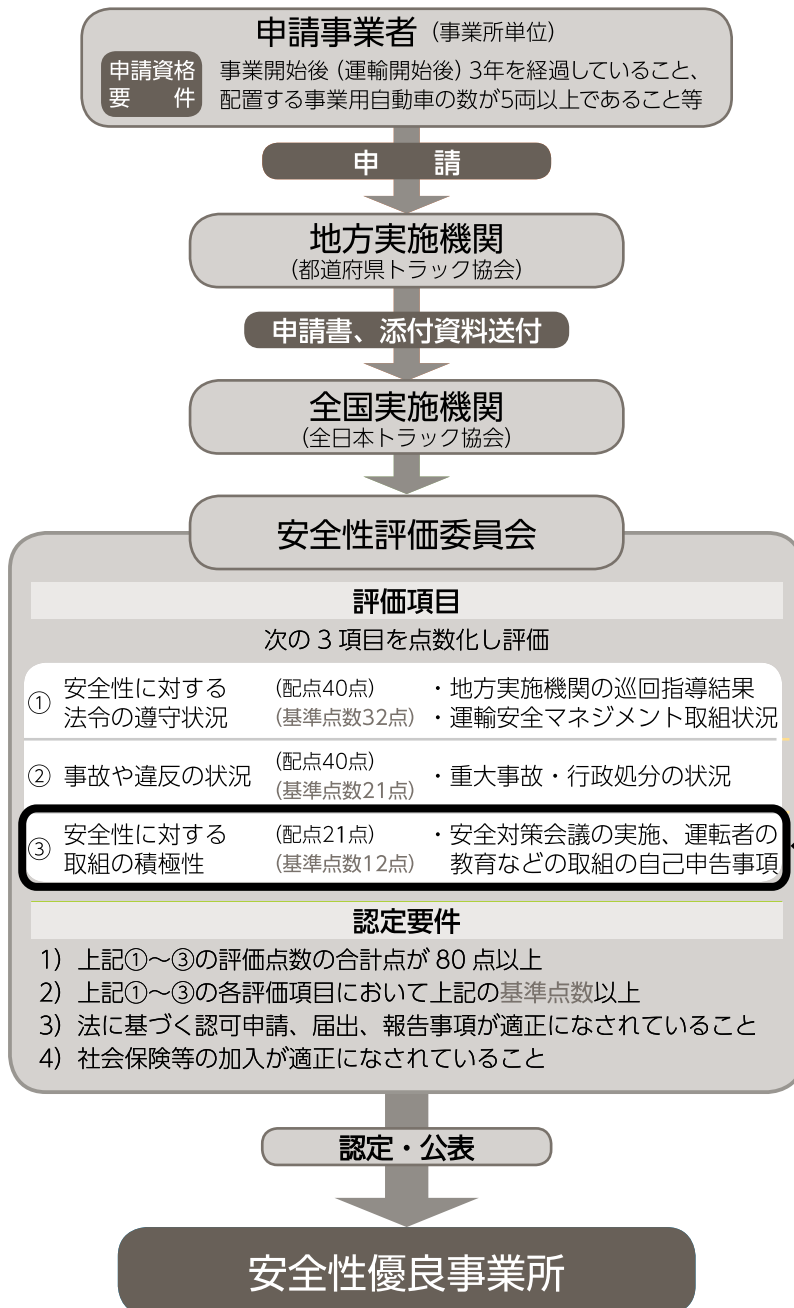
### 認定の要件は

法令の遵守状況と安全性に関する取組の積極性を評価するため、38項目の評価基準が設けられており、100点満点中80点以上の評価と社会保険等の適正加入などが認定の要件となっています。

なお、認定の有効期間は、新規が2年間、初回更新が3年間、2回目更新以降は4年間です。

### 申請については

申請は会社単位ではなく、事業所単位です。都道府県トラック協会（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関）で申請書類等の受付を行っています。



評価項目③については、3ページ目に詳細とお得な情報を紹介しています。

## 2. Gマーク取得のメリット

**Gマーク認定取得事業所は未取得事業所に比べ事故の件数が半数以下！！**

平成30年中に車両1万台における事故発生件数は次のとおりです。

重傷事故以上の事故発生件数：未取得事業所 5.8件 → Gマーク取得事業所 2.4件  
 死亡事故件数：未取得事業所 3.1件 → Gマーク取得事業所 0.9件

Gマークは、輸送の安全に対する普段の取り組みを評価する制度です。Gマーク認定後も継続して取り組むことで、社内全体の安全に対する意識が向上し、**事故件数の低減に繋がります。**

### 安全性優良事業所 (Gマーク) に係るインセンティブ付与

国土交通省	違反点数の消去	通常、3年間となっている違反点数の付与期間について、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数は消去されます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、新車のみ導入に係る最低台数要件が1台に緩和（通常3台）されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所の認定を、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期間が最長4年間まで延長（通常2年間）されます。
	特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。
全日本トラック協会	助成の優遇	都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割⇒全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業 ・経営診断助成金の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善相談助成金の増額（通常2万円⇒3万円）
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

### 「安全性優良事業所」認定制度の詳細を知るには？

安全性優良事業所 (Gマーク事業所) は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、平成27年からは、認定事業所の希望によりホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ



<http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html>



お気軽に  
お問い合わせ  
ください

認定の要件は、法令を遵守し、安全運行を心がけている事業所にとっては、必ずしも難しいものではありません。認定を受けるためにどのような取組が必要か、申請書の記載方法や必要書類など、お気軽に都道府県トラック協会又は全日本トラック協会にお問い合わせください。

### 3. 評価項目「③安全性に対する取組の積極性」の詳細とお得情報

評価項目「③安全に対する取組の積極性」(書類により取組内容を評価する項目)は、自認項目を複数選択し、基準点を満たす必要があります。自認項目と配点、基準点は以下のとおりです。

#### ③安全性に対する取組の積極性(配点21点・基準点数12点)

自認項目	配点
1. 事故防止対策マニュアル等を活用している。	2
2. 事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む。)を定期的実施している。	3
3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。	2
4. 自社内独自の運転者研修等を実施している。	3
5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。	2
6. 特定の運転者以外にも適性診断(一般診断)を計画的に受診させている。	2
7. 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、個別の指導教育を実施している。	1
8. 定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用している。	2
9. グリーン経営認証やISO(9000シリーズ又は14000シリーズ)等を取得している。	1
10. 過去に行政、外部機関、トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けたことがある。	1
11. 健康起因事故防止対策等輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している	2
小計	21

【注意】申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

下記の自認項目は、兵ト協が実施する助成事業、セミナー、イベントをご利用になれる項目一覧です。下記項目を全て実施すると、最大で12点得ることができます。※加点条件については、Gマーク申請案内をご覧ください。

自認番号	自認項目名	(配点)
● 助成事業 ・ セミナー ・ イベント 等		
1.	「事故防止対策マニュアル等を活用している。」	(2点)
●事業用トラックドライバー研修テキスト(10冊1セット)を事業所のマニュアルとして定め、活用していただく対象となります。 ※兵ト協会員は、以前に送付させていただいております。		
5.	「外部の研修機関・研修会への運転者等を派遣している。」	(2点)
●兵ト協で開催する全ト協、事故対等主催のセミナー(通年)※加点対象の有無は事前にご確認ください。 ●ドライバー等安全教育訓練促進助成(全ト協コース) ●セーフティー&エコドライブ教育訓練促進助成(兵ト協コース)		
6.	「特定の運転者以外にも適性診断(一般診断)を計画的に受診させている。」	(2点)
●適性診断手数料助成 ※助成対象となる機関指定有り ●一般診断受診機器を設置している兵ト協支部(東部・西部・東神戸・神戸中央を除く)の利用 ●適性診断(一般診断のみ)受診機器貸出 ※貸出回数に限り有り		
8.	「定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用している。」	(2点)
●兵ト協各支部会員助成 ※所属する支部へお問合せください。 ●無事故無違反運動チャレンジ100 ※2021年度日程：申込期間8/2~9/13、実施期間：10/1~1/8(当イベントに参加し、条件を達成することで、表彰状と参加者の運転記録証明書が発行されます。)		
9.	「グリーン経営認証やISO(9000シリーズ又は14000シリーズ)等を取得している。」	(1点)
●環境マネジメントシステム認証取得促進助成		
10.	「過去に行政、外部機関、トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けたことがある。」	(1点)
●無事故無違反運動チャレンジ100 ※2021年度日程：申込期間8/2~9/13、実施期間：10/1~1/8(当イベントに参加し、条件を達成することで、表彰状と参加者の運転記録証明書が発行されます。Gマーク申請の際に、参加申込書の控えの添付が必要となります。)		
11.	「健康起因事故防止対策等輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。」	(2点)
●トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成 ●脳ドック受診料助成 ●安全装置等導入促進助成 ●エコドライブ管理システム(EMS)及びドライブレコーダー機器導入助成 ●血圧計導入促進助成		

※助成事業は定数、予算に限りがあるため、受付を終了している場合があります。

★助成事業、セミナー、イベントの詳細は、(一社)兵庫県トラック協会ホームページをご覧ください。  
<http://www.hyotokyo.or.jp/>



# 安全への 取り組みを見える化! Gマークを 取得しませんか?



認定事業者は、様々な面で取得による効果を実感しています。

- 1 Gマークをつけて走ることで常に見られているという意識を持つようになり、ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え安全に対する意識が高まりました。(A 運送)
- 2 これまで曖昧だった安全対策がGマークの取得をきっかけに明確化され、会社全体で統一した安全管理方法が根付きました。(B 物流)
- 3 社内の安全会議などで問題提起や対処法について積極的に意見が交わされるようになり、自発的な安全推進活動への提案や実践が行われています。(C 通運)
- 4 安全に力を入れている会社、従業員を大事にしている会社と評価されるようになり、荷主や同業他社とのコミュニケーションが活発化して営業活動がやりやすくなりました。(D 運輸)

「安全性優良事業所 認定事例集」より抜粋。詳細は、全ト協ホームページに掲載。

# 安全の証し「Gマーク」

## 「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2021年7月1日(木)～7月14日(水)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

### 申請書類の頒布

#### ① インターネットによる頒布

頒布開始日 / 2021年4月23日(金)  
頒布方法 / 申請案内 ↓ 全日本トラック協会  
ホームページにて公開

申請書・自認書 ↓ 申請書作成システムによる  
作成が可能

#### ② 紙媒体による頒布

頒布開始日 / 2021年5月6日(木)  
頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関  
(各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。  
詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

### 更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2019年度(新規)	199****
2回目更新	2018年度(初更)	189**** (1)
3回目更新	2017年度(2更)	29***** (2)
4回目更新	2017年度(3更)	29***** (3)

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



Gマーク認定事業所のみなさん  
認定ステッカーを正しく使用できていますか？  
適切ではない使用例は剥がしてください。



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。  
<https://www.jta.or.jp>



公益社団法人  
全日本トラック協会

〒160-0004  
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019